

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 の一部改正について

1 趣 旨

令和 3 年人事院の給与勧告及び近隣各市の職員給与の状況等を勘案し、本市一般職職員の期末手当について、改正するものです。

2 概 要

(1) 逗子市職員給与条例の一部改正

ア 令和 3 年 12 月期の期末手当（第 1 条関係）

一般職	100 分の 127.5（1.275 月）	→ 100 分 112.5（1.125 月）
一般職のうち部長職	100 分の 107.5（1.075 月）	→ 100 分 92.5（0.925 月）
再任用職員	100 分の 72.5（0.725 月）	→ 100 分 62.5（0.625 月）

イ 令和 4 年 6 月期及び 12 月期の期末手当（第 2 条関係）

一般職	100 分の 112.5（1.125 月）	→ 100 分 120（1.2 月）
一般職のうち部長職	100 分の 92.5（0.925 月）	→ 100 分 100（1.0 月）
再任用職員	100 分の 62.5（0.625 月）	→ 100 分 67.5（0.675 月）

※ 期末勤勉手当（年間） 一般職（部長職含む） 4.45 月 → 4.3 月

再任用職員 2.35 月 → 2.25 月

(2) 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 令和 3 年 12 月期の期末手当（第 3 条関係）

特定任期付職員	100 分の 167.5（1.675 月）	→ 100 分 157.5（1.575 月）
---------	-----------------------	------------------------

イ 令和 4 年 6 月期及び 12 月期の期末手当（第 4 条関係）

特定任期付職員	100 分の 157.5（1.575 月）	→ 100 分 162.5（1.625 月）
---------	-----------------------	------------------------

3 施行日

上記 2(1)ア及び(2)ア 公布の日

上記 2(1)イ及び(2)イ 令和 4 年 4 月 1 日

■ 期末手当 及び 勤勉手当

2021年(令和3年)人事院勧告関係

◎現行(令和3年度)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.275	0.95	2.225	1.275	0.95	2.225	2.55	1.9	4.45
特定管理職員	1.075	1.15	2.225	1.075	1.15	2.225	2.15	2.3	4.45
再任用職員	0.725	0.45	1.175	0.725	0.45	1.175	1.45	0.9	2.35
会計年度任用職員	1.275		1.275	1.275		1.275	2.55		2.55

◎令和3年度(改定後)

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.275	0.95	2.225	1.125	0.95	2.075	2.4	1.9	4.3
特定管理職員	1.075	1.15	2.225	0.925	1.15	2.075	2.0	2.3	4.3
再任用職員	0.725	0.45	1.175	0.625	0.45	1.075	1.35	0.9	2.25
会計年度任用職員	1.275		1.275	1.125		1.125	2.4		2.4

◎令和4年度以降

	6月期			12月期			年間		
	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計	期末手当	勤勉手当	計
一般職員	1.2	0.95	2.15	1.2	0.95	2.15	2.4	1.9	4.3
特定管理職員	1.0	1.15	2.15	1.0	1.15	2.15	2.0	2.3	4.3
再任用職員	0.675	0.45	1.125	0.675	0.45	1.125	1.35	0.9	2.25
会計年度任用職員	1.2		1.2	1.2		1.2	2.4		2.4

【第 1 条関係】 逗子市職員給与条例（昭和31年条例第 9 号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第 1 条～第17条 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第18条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（以下「法」という。）第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給与月額に<u>100分の127.5</u>（一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもののうち規則で定める職員にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100</p> <p>（2） 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>（3） 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>（4） 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>第 1 条～第17条 （略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第18条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給与月額に<u>100分の112.5</u>（一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもののうち規則で定める職員にあつては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p>

<p>4 第 2 項に規定する給与月額、一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるもの及び一般職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級以上であるものについては、給与月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>4 （略）</p>
<p>第 18 条の 2 ～ 第 25 条 （略）</p>	<p>第 18 条の 2 ～ 第 25 条 （略）</p>

【第 2 条関係】 逗子市職員給与条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第 1 条～第 17 条 （略） （期末手当）</p> <p>第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 18 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日（次条及び第 18 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法（以下「法」という。）第 16 条第 1 号に該当して法第 28 条第 4 項の規定により失職し、又は死亡した職員（第 20 条第 5 項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給与月額に<u>100 分の 112.5</u>（一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもののうち規則で定める職員にあつては、<u>100 分の 92.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第 1 条～第 17 条 （略） （期末手当）</p> <p>第 18 条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給与月額に<u>100 分の 120</u>（一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもののうち規則で定める職員にあつては、<u>100 分の 100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

<p>(1) 6 箇月 100分の100</p> <p>(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3 箇月未満 100分の30</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4 第2項に規定する給与月額、一般職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及び一般職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、給与月額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第18条の2～第25条 （略）</p>	<p>(1)～(4) （略）</p> <p>3 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第18条の2～第25条 （略）</p>
---	--

【第3条関係】 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第13号） 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第9号。以下「給与条例」という。）第4条、第6条、第9条、第10条、第10条の3、第12条から第16条まで、第19条及び第19条の2の規定は、特定任期付職員に適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>第1条～第7条 （略）</p> <p>（給与に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

<p>3 給与条例第 9 条、第10条及び第10条の 3 の規定は、法第 5 条の規定により任期を定めて採用した職員には適用しない。</p> <p>第 9 条 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>第 9 条 (略)</p>
---	-------------------------------

【第 4 条関係】 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 逗子市職員給与条例 (昭和31年逗子市条例第 9 号。以下「給与条例」という。) 第 4 条、第 6 条、第 9 条、第10条、第10条の 3、第12条から第16条まで、第19条及び第19条の 2 の規定は、特定任期付職員に適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第 2 項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 給与条例第 9 条、第10条及び第10条の 3 の規定は、法第 5 条の規定により任期を定めて採用した職員には適用しない。</p> <p>第 9 条 (略)</p>	<p>第 1 条～第 7 条 (略)</p> <p>(給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第18条第 2 項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第 9 条 (略)</p>